

認定特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会

定 款

(2024 年 9 月 18 日)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会（略称 NPO法人東京都日中友好協会）という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、公益社団法人日本中国友好協会に加盟し、日中共同声明と日中平和友好条約の掲げる精神及び原則、並びに東京都―北京市友好都市提携の趣旨に基づき、首都東京において思想・信条・政党政派のいかんにかかわらず、日中両国国民の相互理解と友好を増進し、日中両国及びアジアと世界の平和確立に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。
国際協力の活動、災害救援活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 東京都―北京市友好都市提携の発展に関すること。
 - (2) 中国事情と文化の研究及び紹介に関すること。
 - (3) 日本事情と文化の中国への紹介に関すること。
 - (4) 機関紙（日本と中国）の発行など、広報活動に関すること。
 - (5) 政治、経済、文化、教育、スポーツなど各分野にわたる交流の促進に関すること。
 - (6) 中国事情及び歴史、文化などについて理解を深めるための、会員の中国訪問への協力に関すること。
 - (7) 日本事情に関する理解を深めるための、中国からの訪日団受け入れに関すること。
 - (8) 中国語普及に関すること。
 - (9) 在日華僑並びに中国人留学生との交流に関すること。
 - (10) 中国帰国者支援に関すること。
 - (11) 日本及び中国での災害による被災地支援に関すること。
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
コンサート
寄付された物品、日中記念グッズの販売事業、ホームページへの広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に当てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して直接またはこの法人と連携する地域の日中友好協会を通して入会した個人、並びに法人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、この法人を賛助する個人。

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、直接または本会に連携する地域の日中友好協会を通して会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 賛助会員の入会は、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、第1項、第3項、第4項に掲げる正会員に関する規定に準じるものとする。
- 6 正会員は、この法人の目的を達成するため、機関紙を購読することに努めること。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、前項の規定に準じるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣言を受けたとき、または法人が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- 2 賛助会員は、前1項の規定に準じるものとする。

(退会)

第10条 正会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 賛助会員は、前項の規定に準じるものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20 人以上 55 人以内
- (2) 監事 2 人

(役職者及び定数)

第 13 条 この法人に次の役職者を置く。

会 長	1 名
常務副会長	2 名以内
副会長	若干名
理事長	1 名
副理事長	2 名以内
常務理事	2 名以内

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 第 13 条に掲げる役職者は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 6 理事を増員する場合は、理事会の議決事項として正会員の中から選任する。但し、直近の総会において承認を得るものとする。

(職務)

第 15 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務副会長は会長を補佐し、会長に支障があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順によって、その職務を代行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務の執行を主宰する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 7 常務理事は、理事会が決める業務を分担執行する。
- 8 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、または、理事会の招集を請求すること。
- (4) 第1号及び第2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会あるいは総会または所轄庁に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終了するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任がされていない場合には、任期の末日後の最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

- 2 監事のうち、1人が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 この法人の役員は、報酬を受けることができないものとする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、総会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じるとともに理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、第16条第1項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

(名誉会長、名誉顧問)

第21条 この法人に、名誉会長、名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉顧問の委嘱については、第 20 条第 2 項の規定に準じるものとする。
- 3 名誉会長、名誉顧問の任期は、第 16 条第 1 項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

(参与)

第 22 条 この法人に、参与若干名を置く。

- 2 参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 参与は、その専門分野における知識と経験を生かして、この法人の業務の執行に寄与する。
- 4 参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 参与の任期は、第 16 条第 1 項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

第4章 会議

(種別)

第 23 条 この法人の会議は、総会、理事会及び常務理事会の 3 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 25 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任または解任、職務
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 56 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) そのほか運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 26 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が、第 15 条第 8 項第 5 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 27 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 10 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 あらかじめ通知しない事項についても、出席した正会員の 2 分の 1 以上から発議があれば、その事項について審議し、議決することができる。
- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 31 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 34 条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 35 条 理事会は、毎年 1 回開催するほか、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、第 15 条第 8 項第 3 号の規定に基づいて招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の場合にはその日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 37 条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、書面若しくは、電

磁的方法によるその旨を付記すること)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印または署名しなければならない。

(常務理事会の構成)

第 41 条 常務理事会は、第 13 条に掲げる役職者のうち、会長、常務副会長、理事長、副理事長、常務理事をもって構成する。

(常務理事会の権能)

第 42 条 常務理事会は、理事会の付託に基づき、理事会に代わってこの法人の業務の執行に関して審議し、業務を遅滞なく執行する。

- 2 常務理事会のもとに、必要に応じて専門委員会、部会を設けることができる。

(常務理事会の開催、招集)

第 43 条 常務理事会は、業務執行の必要に応じて適時、開催する。

- 2 常務理事会は、理事長が、会長と協議のうえ招集する。
- 3 常務理事会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(常務理事会の議長)

第 44 条 常務理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(常務理事会の審議等)

第 45 条 常務理事会の審議事項及び執行した業務に関しては、理事会の承認を得なければならない。

第5章 資産

(構成)

第 46 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第 47 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の 2 種とする。

(管理)

第 48 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第 49 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

2 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 50 条 この法人の会計は次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(2) 収益事業会計

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 52 条 この法人の事業計画に伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 53 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 54 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 55 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 56 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れそのほか新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 57 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届けなければならない。

(解散)

第 58 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の承認の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第59条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第61条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第62条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第63条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員には給与を支給する。

(職員の任免)

第64条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第65条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第 66 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。(2000年4月10日成立)
- 2 この法人の設立当初の役員及び役職者は、第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員及び役職者の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から成立後最初の総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、成立の日から始まり、成立後最初の 3 月 31 日に終わる。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 53 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、別表のとおりとする。

(別表)

設立当初の役員及び役職者名簿

会 長	貫洞 哲夫	常務理事	中野 修		
		常務理事	中村 勇		
副会長	上山 英介	常務理事	比留間 邦助	理 事	三好 敏
副会長	木村 茂	常務理事	廣瀬 達志	理 事	尾崎 隆信
副会長	西園寺 一晃	常務理事	石原 清助	理 事	秋元 政江
副会長	坂部 三次郎	常務理事	坂梨 昌弘	理 事	中山 美智子
副会長	清水 正夫	常務理事	三宅 進	理 事	鈴木 光子
副会長	杉本 寛			理 事	風間 幹雄
副会長	村岡 久平	理 事	加藤 秀治郎	理 事	佐藤 進
副会長	平野 忠嘉	理 事	笹本 直衛	理 事	慶林坊 誠
副会長	古島 琴子	理 事	須田 ウメ	理 事	中沢 信平
		理 事	松原 忠義	理 事	小澤 恒夫
理事長	古川 万太郎	理 事	大和久 常雄	理 事	鈴木 宏
		理 事	山田 五郎	理 事	山村 文子
副理事長	有座 猛	理 事	石井 恵子		
副理事長	石内 展行	理 事	内田 卓志	監 事	荒井 金雄
副理事長	片岡 健	理 事	佐野 恒郎	監 事	矢崎 久雄
副理事長	小山 堯	理 事	斉藤 和弘		
副理事長	酒井 誠	理 事	永島 陸郎		
副理事長	坂田 和子	理 事	野口 廣		
副理事長	牧田 安夫	理 事	矢島 良彰		
副理事長	松井 幸雄	理 事	出口 治三		
副理事長	丸山 隆司	理 事	河野 章		
副理事長	山海 保	理 事	吉川 信一		
		理 事	森谷 清		
常務理事	阿部 裕	理 事	石井 節		
常務理事	池田 禮子	理 事	石川 英子		
常務理事	石田 昌三九	理 事	伊藤 豊子		
常務理事	市川 喜三郎	理 事	町田 文子		
常務理事	岡嶋 昭治	理 事	黒沼 茂治		
常務理事	片岡 公正	理 事	高橋 玉樹		
常務理事	金久保 綾子	理 事	水島 豊		
常務理事	金丸 千尋	理 事	森山 光伸		
常務理事	河内 栄一	理 事	大村 作蔵		
常務理事	木下 政明	理 事	北島 一巳		
常務理事	木村 誠次	理 事	鈴木 美緒		
常務理事	小林 雅昭	理 事	関口 要蔵		
常務理事	佐伯 利昭	理 事	吉田 綱雄		
常務理事	重田 吉宏	理 事	竹内 隆治		
常務理事	関口 美恵子	理 事	萱木 智治		
常務理事	高野 勇一	理 事	浜口 猛比古		
常務理事	滝口 忠雄	理 事	村山 保太郎		
常務理事	田中 資起	理 事	川添 黎		

(別表)

入 会 金 及 び 会 費 一 覧 表

		入会金	会 費
正 会 員	個人	1, 000 円	(年額) 9, 000 円
	法人	10, 000 円	(年額1口) 50, 000 円
賛助会員	個人	5, 000 円	(年額) 20, 000 円
	団体	5, 000 円	(月額) 3, 000 円

附 則

この定款は、2000年7月8日から施行する。

附 則

この定款は、2009年12月9日から施行する。

附 則

この定款は、2011年11月18日から施行する。

附 則

この定款は、2015年12月24日から施行する。

附 則

この定款は、2018年6月2日から施行する。

附 則

この定款は、2018年10月2日から施行する。

附 則

この定款は、2019年5月18日から施行する。

附 則

この定款は、2022年7月12日から施行する。

附 則

この定款は、2023年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、2024年9月18日から施行する。